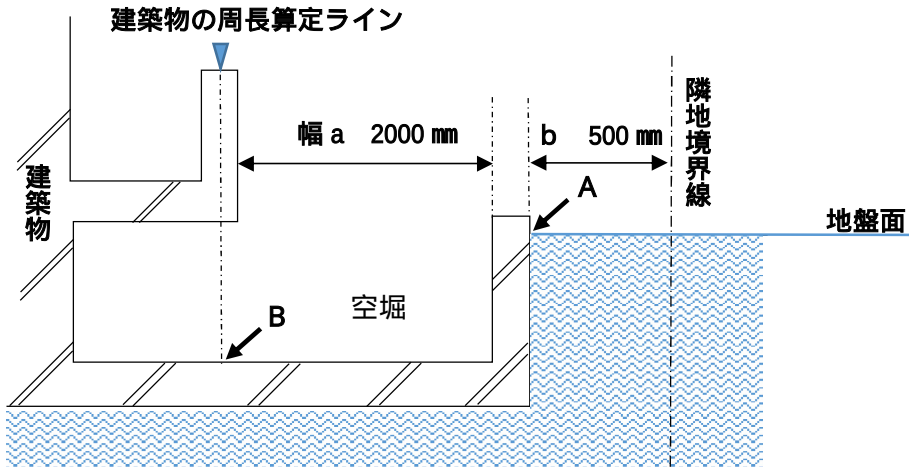


	令第2条第2項	作成（改訂）日
	地盤面の算定	令和4年3月1日
地盤面の算定（空堀・ドライエリア）		
空堀が存在する場合の地盤面の設定の取扱い。 次に掲げるすべての基準に該当する空堀の場合は、空堀と地面に接する位置（図中A）を建築物本体と周囲の地盤面の接する位置とする。なお、ここでいう「空堀」とは通風・採光のためのものや緊急時の通路等（窓先空地および屋外通路を含む）のために設けるものをいい、日常、人や車等の通行があるもの（ ）は該当しない。（該当しない場合の建築物本体と周囲の地面の接する位置は図中Bとする） 空堀と建築物は一体の構造であること。 空堀は、現況地盤面から掘り込んだものであること。 空堀の幅aは2 m以下であること。（幅は、建築物本体の各部分から周壁の対向部までの水平距離とする。） 空堀から隣地境界線（道路境界線・建物間）までの水平距離bは500 mm以上あること。 参考図．  （ ）日常、人や車等の通行があるものとは、共同住宅の主要な出入口、店舗の出入口、自動車および自転車の車路等をいう。		
技術的助言など		
参考文献など		